

基発 1001 第 20 号
平成 26 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険業務機械処理事務手引 (年金・一時金業務)
の一部改正について

標記の労災保険業務に係る機械処理事務については、「労災保険業務機械処理事務手引 (年金・一時金業務)」(平成 23 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 3 号)により取り扱ってきたところであるが、今般、労災行政情報管理システム (年金・一時金) を改修したことに伴い、平成 26 年 9 月 29 日から同手引を別紙のとおり一部改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、当該システム改修に伴い変更した内容は、下記のとおりである。

記

1 外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加

「外国払入力帳票」(帳票種別 39581) の入力処理において、入力漏れを防止するため、任意入力項目となっていた「金融機関名」、「SWIFT (BIC) コード」、「金融機関所在地」及び「口座番号」を必須入力項目とするための改修を行ったため、関係する記述部分を変更した。

2 定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更

「定期報告入力帳票」(帳票種別 39586) の入力処理において、住民票コードの誤入力防止のため、入力時に当該コードについて誤りがないかチェックする機能を追加したほか、システム上許容されていなかった住民票コードと厚生年金等の情報の同時入力を可能とする改修を行ったため、関係する記述部分を変更した。

3 定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更

「定期報告入力帳票」(帳票種別 39586) の入力処理において、システム上受付又は受付・登記時しか許容していなかった照会状コードの入力について、受付入力後であっても入力を可能とする改修を行ったため、関係する記述部分を追加した。

労災保険業務機械処理事務手引(年金・一時金業務) 改正箇所一覧表(平成26年10月)

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
1	II	8	(1)	定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更	「ロ 記入項目」の表について以下のとおり変更した。 <変更前> 住民票コードの項「受付・登記」、「変更」の各欄について「空欄(未使用)」 <変更後> 住民票コードの項「受付・登記」、「変更」の各欄について「△(任意入力項目)」	II-8-7
2	II	8	(1)	定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更	「ハ 入力項目と記入要領」の表中10の項住民票コードの記入要領の欄について以下のとおり変更した。 <変更前> 障害(補償)年金のみ入力可能で、11桁の数字を入力する。住民票コードを訂正する場合は、実行コードに「7(訂正)」を入力し、訂正後の住民票コードを入力する。 登録された住民票コードを削除する場合は「0000000000」を入力する。 <変更後> 障害(補償)年金のみ入力可能で、11桁の数字を入力する。定期報告の提出と同時に住民票コードを登録する場合は、受付処理時に住民票コードを入力する。厚生年金情報入力と同時に住民票コードを登録する場合は、実行コードに「1(受付・登記)」を入力し、住民票コードを入力する。 住民票コードを訂正する場合は、実行コードに「7(訂正)」を入力し、訂正後の住民票コードを入力する。登録された住民票コードを削除する場合は「0000000000」を入力する。	II-8-9
3	II	8	(1)	定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更	チ 留意点 (ホ)「住民票コード」の登録について以下のとおり変更した。 「「受付」により登録する。」とあるのを「「受付」、又は「受付・登記」により登録する」に変更した。	II-8-18
4	II	8	(1)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	ニ 定期報告入力票(年金)入力時の出力画面(注)②について以下のとおり変更した。 <変更前> 受付・登記処理にて厚年等情報の項目のみに不備がある場合は、受付年月日のみ登記され、以下のメッセージが出力される。 <変更後> 受付・登記処理にて厚年等情報の項目のみに不備がある場合は、受付年月日、住民票コード(住民票コードを入力した場合に限る)のみ登記され、以下のメッセージが出力される。	II-8-14
5	II	8	(1)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	ニ 定期報告入力票(年金)入力時の出力画面(注)②について以下のとおり変更した。 <変更前> 「年金・援護費定期報告の処理において、厚年等情報の変更、援護費の支給区分等変更の内容に不備が生じているため定期報告の受付年月日のみ登録しました。厚年等情報の変更、援護費の支給区分等変更はそれぞれ変更票・援護費申請書で処理してください。」 <変更後> 「年金定期報告の処理において、厚年等情報の変更内容に不備が生じているため、定期報告の受付年月日、住民票コードのみ登録しました。厚年等情報の変更は変更票で処理してください。」	II-8-14
6	II	8	(1)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	チ 留意点 (ハ) 定期報告書内容照会状の出力について以下のとおり変更した。 <変更前> 本帳票の「照会状コード」に入力を行うことにより、「定期報告書内容照会状」(帳票種別460)、「定期報告書内容照会状(特別遺族)」(帳票種別494)を出力することができるが、この処理は本帳票の「受付」(定期報告受付年月日の入力時)又は「受付・登記」(定期報告受付年月日及び厚年等情報の登記時)と同時に入力した場合のみ行うことができる。 <変更後> 本帳票の「照会状コード」に入力を行うことにより、「定期報告書内容照会状」(帳票種別460)、「定期報告書内容照会状(特別遺族)」(帳票種別494)を出力することができる。	II-8-18

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
7	II	8	(1)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>チ 留意点 (ア) 定期報告書内容照会状の出力について 以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> したがって、「定期報告書内容照会状」の出力は1度限りであり、本帳票の「受付」又は「受付・登記」時以外はその要求を入力することはできないので、受給権者（支払権者）から定期報告書が提出された場合にはその内容を審査した上で、「定期報告書内容照会状」の出力が必要な場合には「受付」又は「受付・登記」時に必ず同時に行うこと。</p> <p><変更後> 受給権者（支払権者）から定期報告書が提出された場合にはその内容を審査した上で、「定期報告書内容照会状」の出力が必要な場合には「受付」（定期報告受付年月日の入力時）、又は「受付・登記」（定期報告受付年月日及び厚年等情報の登記時）と同時に「照会状コード」の入力を行うこと。 「定期報告書内容照会状」の出力が必要な場合に「照会状コード」を未入力で「受付」、又は「受付・登記」をしてしまった場合（既に当年度の定期報告書が提出済みの場合）には再度、「受付」にて「照会状コード」の入力を行うこと。その際、「受付年月日」を入力しないと処理はキャンセルされ、照会状は出力されないで留意すること。なお、この場合に入力した「受付年月日」がシステムに登録されることはない。</p>	II-8-18
8	II	8	(1)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>チ 留意点 (イ) 定期報告書内容照会状の出力について 以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> なお、「定期報告書内容照会状」（帳票種別460）の詳細については、「定期報告書提出照会状・内容照会状」（II_9_126ページ）を参照のこと。</p> <p><変更後> 「定期報告書内容照会状」（帳票種別460）の詳細については、「定期報告書提出照会状・内容照会状」（II_9_出力帳票等（12）定期報告書提出照会状・内容照会状）を参照のこと。</p>	II-8-18
9	II	8	(2)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>ニ 定期報告入力票（援護費）入力時の出力画面 (注) ②について以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> 「年金・援護費定期報告の処理において、厚年等情報の変更、援護費の支給区分等変更の内容に不備が生じているため定期報告の受付年月日のみ登録しました。厚年等情報の変更、援護費の支給区分等変更はそれぞれ変更票・援護費申請書で処理してください。」</p> <p><変更後> 「援護費定期報告の処理において、援護費の支給区分等変更の内容に不備が生じているため定期報告の受付年月日のみ登録しました。援護費の支給区分等変更は援護費申請書で処理してください。」</p>	II-8-27
10	II	8	(2)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>チ 留意点 (ニ) 定期報告書内容照会状の出力について 以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> 本帳票の「照会状コード」に入力を行うことにより、「定期報告書内容照会状」（帳票種別460）、「定期報告書内容照会状（特別遺族）」（帳票種別494）を出力することができるが、この処理は本帳票の「受付」（定期報告受付年月日の入力時）又は「受付・登記」（定期報告受付年月日及び厚年等情報の登記時）と同時に入力した場合のみ行うことができる。</p> <p><変更後> 本帳票の「照会状コード」に入力を行うことにより、「定期報告書内容照会状」（帳票種別460）、「定期報告書内容照会状（特別遺族）」（帳票種別494）を出力することができる。</p>	II-8-29
11	II	8	(2)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>チ 留意点 (ニ) 定期報告書内容照会状の出力について 以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> したがって、「定期報告書内容照会状」の出力は1度限りであり、本帳票の「受付」又は「受付・登記」時以外はその要求を入力することはできないので、受給権者（支払権者）から定期報告書が提出された場合にはその内容を審査した上で、「定期報告書内容照会状」の出力が必要な場合には「受付」又は「受付・登記」時に必ず同時に行うこと。</p> <p><変更後> 受給権者（支払権者）から定期報告書が提出された場合にはその内容を審査した上で、「定期報告書内容照会状」の出力が必要な場合には「受付」（定期報告受付年月日の入力時）、又は「受付・登記」（定期報告受付年月日及び厚年等情報の登記時）と同時に「照会状コード」の入力を行うこと。 「定期報告書内容照会状」の出力が必要な場合に「照会状コード」を未入力で「受付」、又は「受付・登記」をしてしまった場合（既に今年度の定期報告書が提出済みの場合）には再度、「受付」にて「照会状コード」の入力を行うこと。その際、「受付年月日」を入力しないと処理はキャンセルされ、照会状は出力されないで留意すること。なお、この場合に入力した「受付年月日」がシステムに登録されることはない。</p>	II-8-29

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
12	Ⅱ	8	(2)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>※ 留意点 (ニ) 定期報告書内容照会状の出力について以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> なお、「定期報告書内容照会状」（帳票種別460）の詳細については、「定期報告書提出照会状・内容照会状」（Ⅱ_9_126ページ）を参照のこと。</p> <p><変更後> 「定期報告書内容照会状」（帳票種別460）の詳細については、「定期報告書提出照会状・内容照会状」（Ⅱ_9_出力帳票等（12）定期報告書提出照会状・内容照会状）を参照のこと。</p>	Ⅱ-8-29
13	Ⅱ	8	(1)	定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更	<p>「ロ 記入項目」の表中下記の全ての処理の記載について以下のとおり変更した。</p> <p>受付年月日の訂正、照会状コードの訂正、 厚年等調整コード(1種)の受付、厚年等種別(1種)の受付 厚年等年額(1種)の受付、厚年等調整開始年月(1種)の受付 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1種)の受付、 厚年等調整コード(2種)の受付、厚年等種別(2種)の受付 厚年等年額(2種)の受付、厚年等調整開始年月(2種)の受付、 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2種)の受付</p> <p><変更前> 「空欄(未使用)」 <変更後> 「×(入力不可項目)」</p>	Ⅱ-8-7
14	Ⅱ	8	(1)	定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更	<p>「ハ 入力項目と記入要領」の表中「3実行コード」の項記入要領の欄について以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> 受付(受付年月日のみ入力)…………… 記入しない <変更後> 受付(受付情報入力)…………… 記入しない</p>	Ⅱ-8-9
15	Ⅱ	8	(1)	定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更	<p>「ハ 入力項目と記入要領」の表中「7年金証書番号」の項番号の欄の数値の表記が大文字であったところ、小文字に変更した。</p> <p><変更前> 項番7 <変更後> 項番7</p>	Ⅱ-8-9
16	Ⅱ	8	(1)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>ニ 定期報告入力票(年金)入力時の出力画面 出力項目の表中登録項目/入力項目の照会状コードの項送信完了画面(正常時)の欄について以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> 帳票に記載されたデータ受付番号を出力する。 <変更後> 帳票に記載された照会状コードを出力する。</p>	Ⅱ-8-12
17	Ⅱ	8	(1)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>「ホ 出力帳票条件表」の表について以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> 受付&登記 <変更後> 受付・登記</p>	Ⅱ-8-14
18	Ⅱ	8	(1)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>「ホ 出力帳票条件表」の表中定期報告書内容照会状(特別遺族)の項受付・受付&登記の欄について以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> 「△※?(条件出力)」 <変更後> 「×(出力しない)」</p>	Ⅱ-8-14
19	Ⅱ	8	(2)	共通	<p>表について以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> 中断・復帰・転帰等の変更入力においては、必ず「1」を打鍵入力すること(Ⅱ-8-3ページ参照)。 <変更後> 中断・復帰・転帰等の変更入力においては、必ず「1」を打鍵入力すること(Ⅱ-8-5ページ参照)。</p>	Ⅱ-8-25
20	Ⅱ	8	(2)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>「ニ 定期報告入力票(繰上費)入力時の出力画面」の表中登録項目/入力項目の照会状コードの欄について以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> 帳票に記載されたデータ受付番号を出力する。 <変更後> 帳票に記載された照会状コードを出力する。</p>	Ⅱ-8-26
21	Ⅱ	8	(3)	定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>以下のとおり変更した。</p> <p><変更前> (ロ) 定期報告書提出照会状(Ⅱ_9_126ページ参照) <変更後> (ロ) 定期報告書提出照会状(Ⅱ_9_出力帳票等(12)定期報告書提出照会状・内容照会状参照)</p>	Ⅱ-8-36

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
22	II	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>1 外国払入力票の記入項目 「イ 傷病（補償）年金」について以下のとおり変更した。 ①表の凡例に以下を追加した。 △※… 任意入力項目（省略した場合は登記時の項目を流用）</p> <p>②記入項目を変更</p> <p>変更前： 下記項目、登記・修正の場合「△任意入力項目」 14-金融機関名1 16-金融機関店舗名1（変更のみ） 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号</p> <p>変更後： 下記項目、登記の場合「●必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号 下記項目、修正の場合「○必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号 下記項目、修正の場合「△※必須入力項目」 16-金融機関店舗名1</p>	II-2-112
23	II	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>1 外国払入力票の記入項目 「ハ 障害（補償）年金」について以下のとおり変更した。 ①凡例に以下を追加 △※… 任意入力項目（省略した場合は登記時の項目を流用）</p> <p>②表を変更</p> <p>変更前： 下記項目、登記・修正の場合「△任意入力項目」 14-金融機関名1 16-金融機関店舗名1（変更のみ） 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号</p> <p>変更後： 下記項目、登記の場合「●必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号 下記項目、修正の場合「○必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号 下記項目、修正の場合「△※必須入力項目」 16-金融機関店舗名1</p>	II-2-118
24	II	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>1 外国払入力票の記入項目 「ホ 遺族（補償）年金」について以下のとおり変更した。 ①凡例に以下を追加 △※… 任意入力項目（省略した場合は登記時の項目を流用）</p> <p>②記入項目を変更</p> <p>変更前： 下記項目、登記・修正の場合「△任意入力項目」 14-金融機関名1 16-金融機関店舗名1（変更のみ） 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号</p> <p>変更後： 下記項目、登記の場合「●必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号 下記項目、修正の場合「○必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号 下記項目、修正の場合「△※必須入力項目」 16-金融機関店舗名1</p>	II-2-122

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
25	II	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>1 外国払入力票の記入項目 「ル 特別遺族年金」について以下のとおり変更した。 ①凡例に以下を追加 △※… 任意入力項目（省略した場合は登記時の項目を流用）</p> <p>②記入項目を変更</p> <p>変更前： 下記項目、登記・修正の場合「△任意入力項目」 14-金融機関名1 16-金融機関店舗名1（変更のみ） 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号</p> <p>変更後： 下記項目、登記の場合「●必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号 下記項目、修正の場合「○必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号 下記項目、修正の場合「△※必須入力項目」 16-金融機関店舗名1</p>	II-2-134
26	II	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>3 留意点 cについて以下のとおり変更した。</p> <p>変更前： 登記時に、既に「受給権者氏名1」「受給権者住所1」「金融機関名1」「金融機関店舗名1」「SWIFT(BIC)コード」「金融機関所在地1」「口座番号」の入力が行われている場合は、修正時の入力を省略することができる。</p> <p>変更後： 登記時に入力した「受給権者氏名」「受給権者住所」「金融機関名」「金融機関店舗名」「SWIFT(BIC)コード」「金融機関所在地」「口座番号」を修正する場合、修正する項目以外の入力を省略することができる。修正時に入力を省略した項目は、登記時の情報を流用する。</p>	II-2-139
27	II	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>3 留意点 dを以下のとおり変更した。</p> <p>変更前： 登記した情報を変更時に削除する場合、削除できる項目は、「金融機関名1」「金融機関店舗名1」「SWIFT(BIC)コード」「金融機関所在地1」「口座番号」である。 また、削除は、各項目の左端に「*（アスタリスク）」を打鍵入力することにより行う（各項目を空欄にした場合は、登記時の情報を引用する。）。（II-6-19参照）</p> <p>変更後： 登記した情報を変更時に削除する場合、削除できる項目は、「金融機関店舗名」である。 また、削除は、項目の左端に「*（アスタリスク）」を打鍵入力することにより行う。（II_6_(2)外国払入力票 へ留意点参照）</p>	II-2-139
28	II	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>1 外国払入力票の記入項目 「ロ 障害（補償）一時金」について以下のとおり変更した。</p> <p>変更前： （出力項目の説明は、II-2-103参照）</p> <p>変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（ロ）外国払入力票入力時の出力画面参照）</p>	II-2-117
29	II	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>1 外国払入力票の記入項目 への障害（補償）年金について以下のとおり変更した。</p> <p>変更前： （出力項目の説明は、II-2-103参照）</p> <p>変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（ロ）外国払入力票入力時の出力画面参照）</p>	II-2-119

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）改正箇所一覧表（平成28年10月）

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
30	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「ニ 遺族（補償）一時金」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-121
31	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「ホ 遺族（補償）年金」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-123
32	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「ヘ 障害（補償）一時金（失権差額一時金）」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-125
33	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「ト 遺族（補償）一時金（失権差額一時金）」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-127
34	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「チ 未支給金・未支給年金」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-129
35	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「リ 葬祭料・葬祭給付」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-131
36	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「ヌ 特別遺族一時金」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-133
37	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「ル 特別遺族年金」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-135
38	Ⅱ	2	(4)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	1 外国払入力票の記入項目 「ヲ 特別遺族一時金（失権差額一時金）」について以下のとおり変更した。 変更前： （出力項目の説明は、Ⅱ-2-103参照） 変更後： （出力項目の説明は、イ傷病（補償）年金（㊦）外国払入力票入力時の出力画面参照）	Ⅱ-2-137

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
39	II	3	(1)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>1 支給停止解除【同時決議】(00-02) (4)必要な記入項目 「e 4 枚目【外国払入力票】」について以下のとおり変更した。</p> <p>①記入項目を変更</p> <p>変更前： 下記項目、登記・修正の場合「△任意入力項目」 14-金融機関名1 16-金融機関店舗名1 (変更のみ) 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号</p> <p>変更後： 下記項目、登記の場合「●必須入力項目」 14-金融機関名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号</p> <p>下記項目、修正の場合「△※必須入力項目」 14-金融機関名1 16-金融機関店舗名1 18-SWIFT(BIC)コード 19-金融機関所在地1 22-口座番号</p>	II-3-26
40	II	3	(1)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>1 支給停止解除【同時決議】(00-02) (4)必要な記入項目の「e 4 枚目【外国払入力票】」について以下のとおり変更した。</p> <p>①<記入要領>氏名情報、住所情報、支払先情報の記入要領を変更</p> <p>変更前： 支給停止前と同様であっても記入する。ただし、金融機関名、金融機関店舗名、SWIFT(BIC)コード、金融機関所在地、口座番号は任意入力項目である。</p> <p>変更後： 支給停止前と同様であっても記入する。ただし、金融機関店舗名は任意入力項目である。</p>	II-3-27
41	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>(2) 外国払入力票 「ロ 入力条件表」の入力条件表を以下のとおり変更した。</p> <p>変更前： ・下記項目の国内払から外国振込への変更の場合「△任意入力項目」 14～15-金融機関名 18 -SWIFT(BIC)コード 19～21-金融機関所在地 22 -口座番号 ・下記項目の国内払から外国振込への変更の場合「△※任意入力項目」 ・下記項目の左記以外の場合「△※任意入力項目」 8～9-受給権者氏名 10～13-受給権者住所 14～15-金融機関名 16～17-金融機関店舗名 18 -SWIFT(BIC)コード 19～21-金融機関所在地 22 -口座番号 ・「左記以外」</p> <p>変更後： ・下記項目の国内払から外国振込への変更の場合「●必須項目」 14～15-金融機関名 18 -SWIFT(BIC)コード 19～21-金融機関所在地 22 -口座番号 ・下記項目の国内払から外国振込への変更の場合「△任意入力項目」 16～17-金融機関店舗名 ・下記項目の外国振込登録情報の変更・訂正の場合「△※任意入力項目」 8～9-受給権者氏名 10～13-受給権者住所 14～15-金融機関名 16～17-金融機関店舗名 18 -SWIFT(BIC)コード 19～21-金融機関所在地 22 -口座番号 ・「外国振込登録情報の変更・訂正」</p>	II-6-12
42	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>(2) 外国払入力票 「ロ 入力条件表」に係る凡例の(注)の記載を以下のとおり変更した。</p> <p>変更前： ・△*… 項目別任意入力項目（次頁「任意入力項目ケース別入力項目一覧」参照） ・(注) 14以降の項目を削除する場合、14に「*」を入力すれば、14以下のすべての項目が削除され、16, 18, 19, 22に「*」を入力すれば、それぞれ、17, 20～21も含めた項目削除が実行される。</p> <p>変更後： ・※省略した場合は、既に登録されている項目を流用する。 ・(注) ① 入力にあたっては「振込先情報のケース別入力項目一覧」を参照すること。② 「金融機関店舗名」の項目を削除する場合、16に「*」を入力すれば、16, 17の項目が削除される。</p>	II-6-12

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
43	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「ロ 入力条件表」凡例の(注)の記載を以下のとおり変更した（表タイトル変更及び記載追加）。 変更前： 【任意入力項目ケース別入力項目一覧】 変更後： 【振込先情報のケース別入力項目一覧】 振込先情報（「受給権者氏名」「受給権者住所」「金融機関名」「金融機関店舗名」「SWIFT(BIC)コード」「金融機関所在地」「口座番号」）の入力においては、下記の表に留意し入力すること。 外国振込先情報の登録・変更・訂正については、支払事故防止のため、入力内容に誤りがないことを確認した上で処理すること。	II-6-13
44	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「ロ 入力条件表」について下記の記載部分に関し以下のとおり変更した。 【振込先情報のケース別入力項目一覧】の以下を削除 ・口座振込から送金払への変更・訂正 ・送金払から金融機関振込への変更・訂正 【振込先情報のケース別入力項目一覧】の以下を追加 ・国内払から外国振込への変更 【振込先情報のケース別入力項目一覧】の以下を変更 ・支払権者住所変更・訂正(金融機関振込) 変更前： 支払権者住所変更・訂正(金融機関振込) 変更後： 支払権者住所変更・訂正	II-6-13
45	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「ロ 入力条件表」について以下のとおり変更した（【振込先情報のケース別入力項目一覧】の(注)①、③を変更、②、④を削除）。 変更前： (注) ①以上の項目については、任意入力項目であるからたとえ該当項目に記入がなくてもキャンセル扱いとはならないので、記入にあたっては十分注意のこと。 ③「10～13」のように「～」書きの項目は順に入力されていれば、後の数字の欄は空欄でもよい。（「10～13」の場合は「10」に記入があれば、「11～13」は空欄でもよい。） 変更後： (注) ①「金融機関店舗名」については、任意入力項目であるからたとえ該当項目に記入がなくてもキャンセル扱いとはならないので、記入にあたっては十分注意のこと。 ③「10～13」のように「～」書きの項目は順に入力されていれば、後の数字の欄は空欄でもよい。（「10～13」の場合は「10」に記入があれば、「11～13」は空欄でもよい。）	II-6-13
46	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「ハ 入力項目と記入要領」について以下の説明を削除した。 金融機関の情報（番号14～22）を空白にする場合は、14の左端枠に「*」を入力する。（「へ 留意点」参照）	II-6-14
47	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「ハ 入力項目と記入要領」について以下の説明を削除した。 金融機関所在地（番号19～22）を空白にする場合は、18にのみ入力し、19～21に何も入力しない。（「へ 留意点」参照）	II-6-14
48	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「ハ 入力項目と記入要領」について以下の説明を削除した。 口座番号（番号22）を空白にする場合は、22の1桁目に「*」を入力する。（「へ 留意点」参照）	II-6-14
49	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「へ 留意点」について以下のとおり変更した（①(ハ)の説明を削除、②(ハ)の削除に伴い、以下の項番を変更）。 変更前： (ハ)b、(ハ)c、(ハ)d、(ハ)e、(ハ)f 変更後： (ハ)a、(ハ)b、(ハ)c、(ハ)d、(ハ)e	II-6-18
50	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「へ 留意点」について以下のとおり変更した（①(イ)・(ハ)の記載を削除、②(イ)・(ハ)の記載の変更に伴い、以下のとおり項番を変更）。 変更前： ・(イ)、(ハ)、(ロ) 変更後： ・(イ)、(ハ)、(ロ)	II-6-19～20

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）改正箇所一覧表（平成26年10月）

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
51	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「へ 留意点」の(8)の記載を以下のとおり変更するとともに、入力イメージを追加・変更した(8)、(9)の記載部分の変更。 変更前： 一項目削除の場合の「*」の入力にあたっては、各入力項目の最初の番号（「18」欄を除く。）の行の左端に入力すること。なお、文字の途中に入力した場合は削除としないので注意すること。 変更後： 振込先の「金融機関店舗名」を削除する場合の「*」の入力にあたっては、入力項目の最初の番号（「16」欄）の行の左端に入力すること。なお、文字の途中に入力した場合は削除としないので注意すること。	II-6-19
52	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「へ 留意点」の(9)①の記載を以下のとおり変更した。 変更前： 国内払から外国払に変更するには、「ロ 入力条件表」に従い「8 受給権者氏名」、外国における支払権者の住所を入力する「10 受給権者住所」他を必須入力とし、金融機関口座振込又は送金払のそれぞれの条件に応じて入力すること。（例えば、金融機関口座振込であれば「14」以下の金融機関情報についても入力すること。） 変更後： 国内払から外国払に変更するには、「ロ 入力条件表」に従い「8 受給権者氏名」、外国における支払権者の住所を入力する「10 受給権者住所」、「14 金融機関名」以下の金融機関情報を入力すること。	II-6-20
53	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「へ 留意点」の(4)の記載を以下のとおり変更した。 変更前： 「国名コード」 変更後： 「外国コード」	II-6-18
54	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 への留意点の(9)a(b)について記載を下記のとおり変更した。 変更前： 「SWIFTコード」 変更後： 「SWIFT(BIC)コード」	II-6-18
55	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「へ 入力項目と記入要領」について以下のとおり記載を変更した。 変更前： SWIFT(BIC)コード（11桁での必須入力、空白は入力不可）をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。力する。 変更後： SWIFT(BIC)コード（11桁での必須入力、空白は入力不可）をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。	II-6-14
56	II	6	(2)	外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	(2) 外国払入力票 「へ 留意点」の(9)bの記載を以下のとおり変更した。 変更前： 「性格」 変更後： 「正確」	II-6-18
57	VII			定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】 以下のメッセージを追加した。 <メッセージID> EN_10093 <メッセージ文字列> (EN_10093)「受付」「受付・登記」「変更」処理の場合は、「住民票コード」は空白とするか、正しい「住民票コード」を入力して下さい。「住民票コード」を削除する場合は、「訂正」処理により行ってください。	VII-34

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）改正箇所一覧表（平成26年10月）

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
58	VII			定期報告入力帳票に係る住民票コードのチェック機能及び入力方法の変更	<p>メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】</p> <p>以下のメッセージを追加した。</p> <p><メッセージID> EN_10094 <メッセージ文字列> (EN_10094)「住民票コード」に誤りがあります。「住民票コード」を確認して下さい。</p>	VII-34
59	VII			定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>メッセージ一覧【情報メッセージ】</p> <p>以下のメッセージを追加した。</p> <p><メッセージID> IN_00020 <メッセージ文字列> (IN_00020) 定期報告書は提出済です。照会状のみ出力します。</p>	VII-2
60	VII			定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】</p> <p>EN_00335のメッセージを以下のとおり変更した。</p> <p>変更前： (EN_00335) 年金・介護費定期報告の処理において、厚年等情報の変更、介護費の支給区分等変更の内容に不備が生じているため定期報告の受付年月日のみ登録しました。厚年等情報の変更、介護費の支給区分等変更はそれぞれ変更票・介護費申請書で処理してください。</p> <p>変更後： (EN_00335) 年金定期報告の処理において、厚年等情報の変更内容に不備が生じているため、定期報告の受付年月日、住民票コードのみ登録しました。厚年等情報の変更は変更票で処理してください。</p>	VII-18
61	VII			定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更	<p>メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】</p> <p>以下のメッセージを追加した。</p> <p><メッセージID> EN_00908 <メッセージ文字列> (EN_00908) 介護費定期報告の処理において、介護費の支給区分等変更の内容に不備が生じているため定期報告の受付年月日のみ登録しました。介護費の支給区分等変更は介護費申請書で処理してください。</p>	VII-32
62	VII			外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】</p> <p>以下のメッセージを追加した。</p> <p><メッセージID> EN_00907 <メッセージ文字列> (EN_00907) システム上、外国払に係る登記済の「{0}」情報が存在しないため、過去の「{0}」の引用はできません。{1}は必須入力のため、入力してください。</p>	VII-32
63	VII			定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更 外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】</p> <p>EN_10045、EN_10046、EN_10047を次頁へ移動した。</p>	VII-33
64	VII			定期報告入力帳票に係る照会状コードの入力方法の変更 外国払入力帳票に係る必須入力項目の追加	<p>メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】</p> <p>EN_10088、EN_10089を次頁へ移動した。</p>	VII-34